

国会公契第 49 号
国官技第 283 号
国営管第 626 号
国営計第 174 号
国港総第 628 号
国港技第 86 号
国空予管第 855 号
国空空技第 482 号
国空交企第 269 号
国北予第 61 号
令和 4 年 2 月 18 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 4 年 2 月 18 日付け国不建キ第 27 号、国港技第 84 号）により令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 3 年 2 月 19 日付け国不建整第 153 号、国港技第 74 号）により令和 3 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 2.5 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 64 条又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和 4 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）記 1. (1) 及び

2. から 8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

事務連絡
令和4年2月18日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	事業振興部	技術管理課長	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
	空港部	管理課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
		企画調整課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

大臣官房	会計課	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
	官庁営繕部	管理課課長補佐
		計画課企画専門官
港湾局	総務課	専門官
	技術企画課	港湾工事安全推進官
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部	空港技術課課長補佐
	交通管制部	交通管制企画課課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の
決定に関連する入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け国不建キ第27号、国港技第84号）により令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事について

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和4年3月1日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和4年3月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新労務単価を適用して見積りを行い入札するよう周知すること。

(2) 令和4年2月28日以前に入札書提出期限日を設定しているもの

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」(令和4年2月18日付け国会公契第49号、国官技第283号、国営管第626号、国営計第174号、国港総第628号、国港技第86号、国空予管第855号、国空空技第482号、国空交企第269号、国北予第61号)(以下「特例措置通知」という。)第二(1)に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事について

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和4年3月1日において工期の始期が到来していないもの

受注者に対し、特例措置通知第二(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

(2) 令和4年3月1日において工期の始期が到来しているもの

受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3. 特例措置通知第二(1)に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

(3) その他

「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 23 年 9 月 14 日付け国地契第 30 号、国官技第 183 号、国北予第 20 号) 及び「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 27 年 3 月 24 日付け国港総第 501 号、国港技第 121 号) に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、特例通知に基づく請負代金変更の協議の請求がなされた場合においては、変更前の契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号) 別冊工事請負契約書及び「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号) 別冊工事請負契約書をいう。) に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこと。

国会公契第 50 号
国官技第 282 号
国営管第 627 号
国営整第 143 号
国港総第 629 号
国港技第 87 号
国空予管第 856 号
国空空技第 483 号
国空交企第 274 号
国北予第 62 号
令和 4 年 2 月 18 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「令和４年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和４年度設計業務委託等技術者単価について」（令和４年２月１８日付け国官技第２７６号、国港技第８３号、国空空技第４７６号）により、令和４年３月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和４年２月１８日付け国不建キ第２７号、国港技第８４号）により、令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和４５年１２月１０日付け建設省厚第５０号）第３各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和５３年１１月２１日付け建設省営管第３８３号）第３各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和５５年１２月１日付け港管第３７２２号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和４年３月１日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和３年度設計業務委託等技術者単価について」（令和３年２月１９日付け国官技第２９４号、国港技第７７号、国空空技第３２３号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和３年３月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和３年２月１９日付け国不建整第１５３号、国港技第７４号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1)「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊土木設計業務等委託契約書第58条
- (2)「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)別冊設計・測量・調査等業務契約書第59条
- (3)「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊建築設計業務委託契約書第63条
- (4)「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省営管発第335号)別冊建築設計業務委託契約書第63条
- (5)「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊建築工事監理業務委託契約書第50条
- (6)「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号)別冊建築工事監理業務委託契約書第50条
- (7)「調査・測量等業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第628-2号)第58条
- (8)「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第396号)別冊調査業務請負契約書第56条
- (9)「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第397号)別冊業務契約書第46条
- (10)「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)別冊発注者支援業務委託契約書第51条
- (11)「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号)別冊発注者支援等業務契約書第61条

事務連絡
令和4年2月18日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
	営繕部	各課室長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	事業振興部	技術管理課長	殿
	営繕部	各課室長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
	空港部	管理課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長	殿
	企画部	施設課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
		企画調整課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿

大臣官房	会計課	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
	官庁営繕部	管理課課長補佐
		整備課課長補佐
港湾局	総務課	専門官
	技術企画課	港湾工事安全推進官
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部	空港技術課課長補佐
	交通管制部	交通管制企画課課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する
公共工事設計労務単価について」の決定に関連する建設コンサルタント業務等における
入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」（令和4年2月18日付け国官

技第 276 号、国港技第 83 号、国空空技第 476 号) により、令和 4 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価 (以下「新技術者単価」という。) が決定されたところである。

また、「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和 4 年 2 月 18 日付け国不建キ第 27 号、国港技第 84 号) により令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価 (以下「新労務単価」という。) が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等について

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等 (「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号) 第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号) 第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号) にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。) については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和 4 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和 4 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日 (プロポーザル方式においては見積合せの日をいう。以下同じ。) を設定している建設コンサルタント業務等については、新技術者単価及び新労務単価 (以下「新単価」という。) を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新単価を適用して見積りをした上で、入札 (プロポーザル方式においては見積合せをいう。) を行うよう周知すること。

(2) 令和 4 年 2 月 28 日以前に入札書提出期限日を設定しているもの

「令和 4 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」(令和 4 年 2 月 18 日付け国会公契第 50 号、国官技第 282 号、国営管第 627 号、国営整第 143 号、国港総第 629 号、国港技第 87 号、国空予管第 856 号、国空空技第 483 号、国空交企第 274 号、国北予第 62 号。以下「特例措置通知」という。) 第二に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 特例措置通知第二に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

業務委託料の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

国会公契第 47 号
国総公第 191 号
国北予第 60 号
令和 4 年 2 月 18 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿

大 臣 官 房 会 計 課 長
総 合 政 策 局 公 共 事 業 企 画 調 整 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「機械設備工事積算に係わる令和 4 年 3 月から適用する標準賃金について」
の運用に係る特例措置について

「機械設備工事積算に係わる令和 4 年 3 月から適用する標準賃金について」（令和 4 年 2 月 18 日付け国総公第 190 号）により令和 4 年 3 月から適用する標準賃金（以下「新労務単価」という。）が決定され、「機械設備工事積算に係わる令和 3 年 3 月から適用する標準賃金について」（令和 3 年 2 月 19 日付け国総公第 102 号）により令和 3 年 3 月から適用した標準賃金（以下「旧労務単価」という。）に比して、全職種単純平均で 2.6 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算にあたって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で、契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

事務連絡
令和4年2月18日

各地方整備局

総務部 契約課 課長 殿

企画部 施工企画課 課長 殿

北海道開発局

事業振興部 工事管理課 課長補佐 殿

機械課 課長補佐 殿

大臣官房 会計課 課長補佐

総合政策局 公共事業企画調整課 課長補佐

北海道局 予算課 課長補佐

「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」
の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について

今般、「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」（令和4年2月18日付け国総公第190号）により令和4年3月から適用する標準賃金（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏なきよう適切に措置されたい。

1. 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事について

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事については、以下のとおり取扱うものとする。

（1）令和4年3月1日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和4年3月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新労務単価を適用して見積りを行い入札するよう周知すること。

（2）令和4年2月28日以前に入札書提出期限日を設定しているもの

「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」の運用に係る特例措置について」（令和4年2月18日付け国会公契第47号、国総公第191号、国北予第60号）（以下「特例措置通知」という。）第二（1）に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事について

令和4年2月28日以前に契約を締結した工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和4年3月1日において工期の始期が到来していないもの

受注者に対し、特例措置通知第二(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

(2) 令和4年3月1日において工期の始期が到来しているもの

受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3. 特例措置通知第二(1)に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

(3) その他

「総価契約単価合意方式の実施について」(平成23年9月14日付け国地契第30号、国官技第183号、国北予第20号)に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、特例通知に基づく請負代金変更の協議の請求がなされた場合においては、変更前の契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書をいう。)に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこと。